

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2964号から第2967号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の4件の答申を行いました。

答申第2964号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきであると判断しています。

答申第2965号から第2967号まででは、横浜市長が行った一部開示決定及び個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「平成25年度 株式会社NTTドコモが提出した横浜都心部コミュニティサイクル事業プロポーザル提案書」外3件（別紙一覧）の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2964号】
- (2) 「特定年月日1 決裁 CC事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査について（起案文書、質問書・回答文書、関係文書）」外2件の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2965号】
- (3) 「国民健康保険の資格の取得状況に関する書類 特定年月日現在のもの 審査請求人（長男）の分」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2966号】
- (4) 「審査請求人の（長男）放課後デイサービス利用状況。特定年月日現在のものに関する書類。」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2967号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2964	令和2年11月13日	令和2年12月18日	令和3年1月19日	令和3年2月17日	個人	市長
2965	令和3年2月9日	令和3年2月24日	令和3年3月5日	令和3年4月2日	個人	市長
2966	令和3年2月16日	令和3年3月8日	令和3年3月29日	令和3年4月27日	個人	市長
2967	令和3年2月16日	令和3年3月16日	令和3年3月29日	令和3年4月28日	個人	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会 の結論
2964	<p>「平成25年度 株式会社NTTドコモが提出した横浜都心部コミュニティサイクル事業プロポーザル提案書」（以下「文書1」という。）、「横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する事業計画書の改定について（平成30年度）（平成30年度都交第395号）施行文」（以下「文書2」という。）、「横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する事業計画書について（令和元年度）（令和元年度都交第429号）施行文」（以下「文書3」という。）及び「横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する事業計画書の改定について（令和2年度）（令和2年度都交第349号）施行文」（以下「文書4」という。文書1から文書4までを総称して「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <p>・個人の氏名、電子メールアドレス及び写真上の個人の顔 (開示することにより、特定の個人が識別されるため。)</p> <p>情報公開条例第7条第2項第3号アに該当</p> <p>・法人の技術的ノウハウ、ビジネススキーム、取引先法人の情報及び法人の財務関係書類 (法人がその事業活動の過程で自らが開拓し得た技術的ノウハウ、ビジネススキーム及び取引先に係る情報並びに法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、他の事業者との間で、競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため。)</p>	開示範囲を 拡大すべき
2965	<p>「特定年月日1 決裁 CC 事業シェアサイクルの普及促進に関する調査について（起案文書、質問書・回答文書、関係文書）」（以下「文書1」という。）、 「特定年月日2 決裁 CC 事業シェアサイクルの普及促進に関する調査について（追加質疑）（起案文書、質問書・回答文書、関係文書）」（以下「文書2」という。）及び「特定年月日3 決裁 CC 事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査について（追加質疑）（Q6追加）（起案文書、質問書・回答文書、関係文書）」（以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p>情報公開条例第7条第2項第2号に該当</p> <p>・個人の氏名及び電子メールアドレス (開示することにより、特定の個人が識別されるため。)</p> <p>情報公開条例第7条第2項第3号アに該当</p> <p>・法人の財務関係 (法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、他の事業者との間で競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため。)</p> <p>・法人に関する情報（電話番号、ファクシミリ番号） (一般に公表しておらず、開示することにより、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、電話及びファクシミリを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、当該法人の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</p> <p>情報公開条例第7条第2項第6号に該当</p> <p>・市職員及び国土交通省の個人電子メールアドレス、国土交通省担当部署の内線番号及び国土交通省職員の携帯電話番号</p>	原処分妥当

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由 (概要)	審査会の結論
		(公になった場合、いたずらや偽計等を使用されるなどにより、メールアドレス、固定電話及び携帯電話を用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)	
2966	「国民健康保険の資格の取得状況に関する書類 特定年月日現在のもの 審査請求人(長男)の分」(以下「本件保有個人情報」という。)	個人情報非開示 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。)第24条 (子どもが親権者と同居していない場合、子どもと親権者が利害対立関係にある場合が少なくないことから、仮に取得状況等を当該親権者が知ることになれば、本人開示請求者である子どもの生命、健康、生活又は財産が侵害されるおそれがある。このようなおそれを避けるためには、本件保有個人情報が存在するときも不存在のときも存否を答えるだけで個人情報保護条例第22条第2号により非開示とすべき情報を開示することとなる情報であり、存否を答えることはできない。)	原処分妥当
2967	「審査請求人の(長男)放課後デイサービス利用状況。特定年月日現在のものに関する書類。」(以下「本件保有個人情報」という。)	個人情報非開示 個人情報保護条例第24条 (子どもが親権者と同居していない場合、子どもと親権者が利害対立関係にある場合が少なくないことから、仮に取得状況等を当該親権者が知ることになれば、本人開示請求者である子どもの生命、健康、生活又は財産が侵害されるおそれがある。このようなおそれを避けるためには、本件保有個人情報が存在するときも不存在のときも存否を答えるだけで個人情報保護条例第22条第2号により非開示とすべき情報を開示することとなる情報であり、存否を答えることはできない。)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2964	<p>《横浜都心部コミュニティサイクル事業について》</p> <p>横浜都心部コミュニティサイクル事業(以下「本件事業」という。)は、都心部活性化、観光振興及び低炭素化に寄与する取組として、横浜都心部(みなとみらい地区及び関内地区を基本として、中区、西区、南区及び神奈川区の一部地域)において実施している事業である。</p> <p>本件事業は、実施主体である横浜市が運営主体となる事業者と協定を締結し、協働して実施することとしている。そこで、横浜市は、公募型プロポーザル提案方式により選定した株</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2964</p>	<p>式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）と平成26年2月に「横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を締結し、同年4月から本件事業を開始している。平成27年4月からはNTTドコモから契約上の地位の譲渡等を受けた株式会社ドコモ・バイクシェア（以下「ドコモ・バイクシェア」という。）（以下NTTドコモ及びドコモ・バイクシェアを総称して「本件法人」という。）が運営主体となっている。</p> <p>そして、実施主体である横浜市と運営主体である本件法人は、各年度における本件事業の実施に当たり、基本協定書等に基づき事業計画書を作成し、年度協定を定めるとともに、必要に応じて事業計画書の見直しを行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 文書1は、本件事業について、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選定するに当たり、NTTドコモが平成25年12月に提出した提案書である。</p> <p>イ 文書2から文書4までは、本件事業の実施に当たり、実施機関とドコモ・バイクシェアが作成した事業計画書であり、文書2は平成30年度、文書3は令和元年度、文書4は令和2年度のものである。</p> <p>ウ 実施機関は、文書1のうち別表2で示す部分を情報公開条例第7条第2項第2号及び第3号アに該当するとして、文書2から文書4までのうち別表2で示す部分を情報公開条例第7条第2項第3号アに該当するとして、それぞれ非開示としている。</p> <p>審査請求人は、このうち、非開示部分2については開示を求めているため、非開示部分1及び非開示部分3から非開示部分22までについて、以下検討する。</p> <p>《情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について》</p> <p>実施機関は、非開示部分1及び非開示部分3から非開示部分22までについて本号アに該当すると主張しているため、以下検討する。</p> <p>ア 非開示部分1は、文書1を提出した当時のNTTドコモの担当部署の名称であるが、これを公にしたとしても、NTTドコモの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号アには該当しない。</p> <p>イ 非開示部分3は、文書1を提出した当時のNTTドコモの担当部署の電話番号及びファクシミリ番号であるが、実施機関に確認したところ、これらの番号は、関係する取引先等との間で使用され、一般に公にはされていなかったとのことであった。したがって、非開示部分3を公にすると、NTTドコモの事業活動を損なうおそれがあり、正当な利益を害するおそれがあるとは認められるため、本号アに該当する。</p> <p>ウ 非開示部分4は、NTTドコモが文書1を作成するにあたり、本件事業の連携先として関係を構築した法人及び団体の名称であり、自身の提携先の法人及び団体を他者に知られることは、競争上の地位の低下を招くなど、NTTドコモの事業活動が損なわれると認められる。</p> <p>したがって、非開示部分4は、NTTドコモに関する情報であって、公にすることにより、NTTドコモの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められるため、本号アに該当する。</p> <p>エ 非開示部分5は、NTTドコモが文書1を作成するにあたり、本件事業の連携先として挙げている業種や団体の種類等であるが、非開示部分4とは異なり、具体的な法人又は団体の名称ではなく、これを公にしたとしても、上記(ウ)のようにNTTドコモの競争上の地位の低下を招くなど、事業活動が損なわれるとは認められず、NTTドコモの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないため、本号アに該当しない。</p> <p>オ 非開示部分6は、文書1でNTTドコモの実績として記載されている横浜都心部コミュニティサイクル社会実験（横浜市において本件事業に先立って3年間実施していたもの。以下「本件社会実験」という。）に係る登録者数及び利用回数の下3桁である。実施機関によれば、これらの数値の概数は一般に公表しているが、その下3桁は公表していないため非開示としたとのことである。しかしながら、概数を公表している以上、その下3桁を</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2964</p>	<p>公にしたとしても、そこから得られる情報にほとんど差異はなく、NTTドコモの事業活動が損なわれ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号アに該当しない。</p> <p>カ 非開示部分7は、横浜市以外の自治体におけるコミュニティサイクルの実証実験又はコミュニティサイクル事業に係る登録者数及び利用回数であり、実施機関によれば、これらの数値に関しては、非開示部分6と異なり、一般に公表されていないとのことである。これらは、NTTドコモが社会実験や事業の実施を通して得たコミュニティサイクル事業の根幹に係る情報であり、公にすると、今後の同種の事業の公募等に係る提案において他の事業者これら数値を流用される、これらの数値から個々の事業の収支実績を推測される等により、NTTドコモの事業活動が損なわれ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められるため、本号アに該当する。</p> <p>キ 非開示部分8は、文書1において、NTTドコモが行ったアンケートの結果及び本件社会実験で得た利用者からの意見を反映して提案した施策である。 したがって、非開示部分8は、NTTドコモが事業の実施等を通して得た情報であり、これを公にすると、今後の同種の事業の公募等に係る提案において、他の事業者これら数値を流用される等により、NTTドコモの事業活動が損なわれ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められるため、本号アに該当する。</p> <p>ク 非開示部分9は、文書1においてNTTドコモが提案した内容であるが、当審査会が見分したところ、これらの内容は、公にすることにより、NTTドコモの競争上の地位の低下を招くなど、その事業活動が損なわれるほどの事情のあるものとは認められなかった。 したがって、非開示部分9は、NTTドコモに関する情報であるが、公にすることにより、NTTドコモの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号アに該当しない。</p> <p>ケ 非開示部分10は、本件事業の利用登録等の所要時間、電波発生装置の認識範囲、サイクルポート、メンテナンス等に関する情報である。当審査会が内容を見分したところ、これらの情報は、本件事業を実現するための具体的な手法や方策、機器等の仕様や設計図等が記載されているわけではなく、本件事業の生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報といえるものではなかった。 したがって、非開示部分10は、本件法人に関する情報であるが、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号アに該当しない。</p> <p>コ 非開示部分11は、NTTドコモが本件社会実験において開催したこども向けのイベントの実施回数及び参加人数である。これらは、一般に公表されていない数値であるが、非開示部分7と異なり、コミュニティサイクル事業の根幹ではなく付帯事業に係る情報であり、これを公にしたとしても、NTTドコモの事業活動が損なわれ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号アに該当しない。</p> <p>サ 非開示部分12は、本件事業の売上高、営業利益、経常利益等の収支実績又は収支計画であって、事業活動を行う上での本件法人の内部管理に属する情報であるが、本件事業は横浜市の事業でもあるから、実施機関には、非開示部分12の内容について、一定の説明責任があると考えられる。 しかしながら、本件事業は実施主体と運営主体が切り分けられており、運営主体たる本件法人が、蓄積してきた知見を活かして主体的にコミュニティサイクル事業及びその付帯事業を行うものであるから、非開示部分12には、本件法人の自由な事業活動の結果が反映されているといえる。また、非開示部分12が公にされると、本件事業の規模に対する収益性等の情報を相当程度正確に推測できるとともに、当該情報から、本件法人が横浜市以外で実施しているコミュニティサイクル事業に係る収支状況も推測可能となる。 これらの事情を考慮すると、横浜市に一定の説明責任があるとしても、非開示部分12を秘匿とすることは不合理とまではいえない。 したがって、非開示情報12を開示することにより、本件法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから本号アに該当するとの実施機関の説明は、否定し難い。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2964</p>	<p>シ 非開示部分13は、本件事業を運営していくに当たり、具体的にどのような役割を果たす人員が何名必要であるかという本件法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、他社が同様の事業を運営する際又は今後の同種の事業の公募等に係る提案をする際に、人員配置や運営手法を模倣される等により、本件法人の事業活動が損なわれ、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。</p> <p>ス 非開示部分14は、放置自転車対策としてNTTドコモが文書1において提案した内容及びドコモ・バイクシェアが文書2から文書4までにおいて事業計画として定めた内容であるが、当審査会が見分したところ、これらの内容は、公にすることにより、本件法人の競争上の地位の低下を招くなど、本件法人の事業活動が損なわれるほどの事情のあるものとは認められなかった。</p> <p>したがって、非開示部分14は、本件法人に関する情報であるが、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められないため、本号アに該当しない。</p> <p>セ 非開示部分15から非開示部分17までは、NTTドコモが文書1において、サイクルポートの設置候補地としている場所に係る情報である。</p> <p>非開示部分15は、当該場所の土地所有者又は管理者並びにその担当者及び連絡先である。これらは、NTTドコモが文書1を提出するに当たり、関係性を構築した管理者等に関する情報であり、これらを公にすると、他の事業者によりこれらの情報を使用し営業活動をされる等により、NTTドコモの事業活動が損なわれ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>非開示部分16は、NTTドコモと管理者等との関係を分類した情報であり、これを公にしても、NTTドコモの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>非開示部分17は、NTTドコモと管理者等との文書1の提出時点での調整状況である。これを公にすると、調整が完了していない管理者等とNTTドコモとの関係性に問題がある等の憶測を招き、NTTドコモ又は管理者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、非開示部分15及び非開示部分17は本号アに該当するが、非開示部分16は本号アに該当しない。</p> <p>ソ 非開示部分18は、実施機関に確認したところ、実施機関とドコモ・バイクシェアの間で本件事業に関する連絡のために使用していた専用電話番号で一般に公になっているものではないとのことであり、これを公にすることにより、ドコモ・バイクシェアの事業活動が損なわれ、ドコモ・バイクシェアの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。</p> <p>タ 非開示部分19は、文書2から文書4までの収支計画表に含まれる自転車台数や利用回数等の情報であり、公にすると、これらの数値から個々の事業の収支実績を推測される等により、ドコモ・バイクシェアの事業活動が損なわれ、ドコモ・バイクシェアの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。</p> <p>チ 非開示部分20は、文書3及び文書4において、ドコモ・バイクシェアが収支情報を実施機関限りの内部情報として取り扱うことを要請する記載であり、これを公にしたとしても、ドコモ・バイクシェアの事業活動が損なわれ、ドコモ・バイクシェアの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号アに該当しない。</p> <p>ツ 非開示部分21は、文書2から文書4までに記載されたサイクルポートの設置に係る方針や設置候補場所の件数に関する情報であり、これを公にしたとしても、ドコモ・バイクシェアの事業活動が損なわれ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号アに該当しない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

答申 番号	判断の要旨		
2964	<p>《付言》</p> <p>本件処分に係る一部開示決定通知書の非開示とする部分の概要の記載は、非開示部分が具体的にどのような部分であるかを知ることが容易とはいえないものであった。実施機関においては、決定通知書の記載について明確にするよう、今後十分に留意されたい。</p> <p>別表1 審査請求文書</p>		
	平成 25 年度 株式会社 N T T ドコモが提出した横浜都心部コミュニティサイクル事業プロポーザル提案書	文書 1	
	横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する事業計画書の改定について（平成 30 年度）（平成 30 年度都交第 395 号） 施行文	文書 2	
	横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する事業計画書について（令和元年度）（令和元年度都交第 429 号） 施行文	文書 3	
	横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する事業計画書の改定について（令和 2 年度）（令和 2 年度都交第 349 号） 施行文	文書 4	
	別表 2 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分		
	文書	実施機関が非開示とした部分	
	文書 1	N T T ドコモの担当部署の名称	非開示部分 1
	文書 1	N T T ドコモの担当者の氏名及び電子メールアドレス並びに写真上の個人の顔	非開示部分 2
	文書 1	N T T ドコモの担当部署の電話番号及びファクシミリ番号	非開示部分 3
	文書 1	具体的な協力企業名及び協力団体名	非開示部分 4
	文書 1	協力者に係る情報	非開示部分 5
	文書 1	登録者数、利用回数等の数値	本件社会実験に係る数値 非開示部分 6
			他自治体の事業に係る数値 非開示部分 7
	文書 1	アンケート等に関する情報	非開示部分 8
文書 1	課題に対する解決策、利用促進の取組、コミュニティサイクル事業に関する独自の提案等	非開示部分 9	
文書 1 文書 2 文書 3 文書 4	利用登録、サイクルポートの仕様、自転車の貸出・返却・再配置、メンテナンス等に係る情報	非開示部分 10	
文書 1	キッズサイクルスクールプログラムの開催回数及び参加	非開示部分 11	

答申 番号	判断の要旨			
2964		人数		
	文書 1 文書 2 文書 3 文書 4	財務関係情報	非開示部分 12	
	文書 1 文書 2 文書 3 文書 4	組織体制	非開示部分 13	
	文書 1 文書 2 文書 3 文書 4	放置自転車対策に係る情報	非開示部分 14	
	文書 1	サイクルポート設置候補地 に係る情報	土地所有者（または管理者 等）並びに担当者及び連絡 先	非開示部分 15
			提案者との関係	非開示部分 16
			調整状況	非開示部分 17
	文書 2 文書 3 文書 4	貸出返却に関する電話連絡先	非開示部分 18	
	文書 2 文書 3 文書 4	自転車台数、ポート数、回転数、平均利用回数	非開示部分 19	
	文書 3 文書 4	ドコモ・バイクシェアからの収支計画に係る要請内容	非開示部分 20	
	文書 2 文書 3 文書 4	ポート設置のスケジュール等に関する情報	非開示部分 21	

別表 3 非開示部分のうち開示すべき部分

文書	実施機関が非開 示とした部分	ページ数	該当箇所	開示すべき部分
文書 1	非開示部分 1	1 ページ目	連絡先	2 行目及び 3 行目の全て
		2 ページ目	担当者名欄	2 行目の 1 文字目から 14 文字目まで
	非開示部分 5	2 ページ目	実施体制欄	下段で枠囲みされている部分全て
		3 ページ目	主なトピック (2)	1 行目の 23 文字目から 25 文字目まで
		10 ページ目	利用促進の取	2 行目の 15 文字目から 21

答申 番号	判断の要旨						
2964				組① 文字目まで、2行目の36文字目から43文字目まで、3行目の24文字目から27文字目まで、4行目の14文字目及び15文字目並びに4行目の40文字目から43文字目まで			
		付帯事業内容②	4行目の2文字目から6文字目まで		付帯事業内容④	2行目の2文字目から5文字目まで	
	14 ページ目	利用者への交通ルール、マナー等の広報・啓発方法②	4行目の12文字目から17文字目まで	非開示部分6	3 ページ目	表の登録者数の欄	数値の下3桁
		表の利用回数 の欄	数値の下3桁		10 ページ目	利用促進の取組	1行目の39文字目から41文字目まで
	6 ページ目	(1)都心部活性化への寄与①	8行目の12文字目から9行目の12文字目まで			(2)低炭素化への寄与	3行目の46文字目及び47文字目並びに4行目の5文字目
	7 ページ目	(次世代CCの補足)	非開示部分全て	非開示部分9		利用促進の取組①	3行目の29文字目から35文字目まで
	10 ページ目	利用促進の取組③	5行目の7文字目から10文字目まで、5行目の29文字目及び30文字目、6行目の24文字目から29文字目まで、8行目の2文字目から10文字目まで並びに8行目の24文字目から36文字目まで			付帯事業内容欄の図(上)の	非開示部分全て

答申 番号	判断の要旨				
2964				タイトル 付帯事業内容 ② 1行目の2文字目から10文字目まで、1行目の12文字目から16文字目まで、1行目の19文字目から21文字目まで、1行目の29文字目及び30文字目、2行目の10文字目から13文字目まで並びに4行目の13文字目から18文字目まで	
		15 ページ目	放置自転車対策への寄与	③の非開示部分全て	
		21 ページ目	コミュニティサイクル事業に関する独自の提案	非開示部分全て	
	非開示部分 10	7 ページ目	表の運営の項	非開示部分全て	
			表の利用方法の項	非開示部分全て	
		13 ページ目	自転車の再配置方法および貸出・返却ができない状態（ポートが満車または自転車がない状態）の解消方法	非開示部分全て	
		16 ページ目	非開示部分全て		
		17 ページ目	非開示部分全て		
		18 ページ目	非開示部分全て		
		20 ページ目	非開示部分全て		
	非開示部分 11	10 ページ目	付帯事業①	4行目の4文字目及び5文字目並びに4行目の10文字目から14文字目まで	
	非開示部分 14	15 ページ目	放置自転車対策への寄与	③以外の非開示部分全て	
	非開示部分 16	22 ページ目	提案者との関	非開示部分全て	

答申 番号	判断の要旨					
2964	文書 2	非開示部分 10	3 ページ目	非開示部分全て		
			11 ページ目	非開示部分全て		
			14 ページ目	4 - 4 自転車の再配置方法		
			19 ページ目	非開示部分全て		
		非開示部分 14	18 ページ目	非開示部分全て		
		非開示部分 21	23 ページ目	非開示部分全て		
	文書 3	非開示部分 10	3 ページ目	非開示部分全て		
			11 ページ目	非開示部分全て		
			14 ページ目	(4)自転車の再配置方法	非開示部分全て	
			17 ページ目	非開示部分全て		
		非開示部分 14	16 ページ目	非開示部分全て		
		非開示部分 20	20 ページ目	収支に関する情報のお取り扱いについて	非開示部分全て	
		非開示部分 21	21 ページ目	非開示部分全て		
	文書 4	非開示部分 10	3 ページ目	非開示部分全て		
12 ページ目			非開示部分全て			
15 ページ目			(5)自転車の再配置方法	非開示部分全て		
19 ページ目			非開示部分全て			
非開示部分 14		18 ページ目	非開示部分全て			
非開示部分 20		22 ページ目	収支に関する情報のお取り扱いについて	非開示部分全て		
非開示部分 21		23 ページ目	非開示部分全て			
<p>ページ数は、本件審査請求文書に印字されたページ数ではなく、表紙を1ページ目として順に数える。</p> <p>文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。表及び空白は、行数又は文字数に数えないものとする。見え消し線等で消した文字は1文字と数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり初め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。</p>						

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2965</p>	<p>《横浜都心部コミュニティサイクル事業について》</p> <p>横浜都心部コミュニティサイクル事業（以下「本件事業」という。）は、都心部活性化、観光振興及び低炭素化に寄与する取組として、横浜都心部（みなとみらい地区及び関内地区を基本として、中区、西区、南区及び神奈川区の一部地域）において実施している事業である。</p> <p>本件事業は、実施主体である横浜市が運営主体となる事業者と協定を締結し、協働して実施することとしている。そこで、横浜市は、公募型プロポーザル提案方式により選定した株式会社NTTドコモと平成26年2月に「横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を締結し、同年4月から本件事業を開始している。なお、平成27年4月からは、株式会社NTTドコモから契約上の地位の譲渡等を受けた株式会社ドコモ・バイクシェア（以下「本件法人」という。）が運営主体となっている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 文書1は、国土交通省の「シェアサイクルの普及促進に関する調査」に対して回答をするに当たり、実施機関において、回答に係る意思決定のため作成し、特定年月日1に決裁された文書である。</p> <p>文書1は、決裁者の押印等がある部分、実施機関の回答を記載して国土交通省に提出した調査票及び調査票の記載事項の根拠等を確認するための資料からなる。このうち資料は、国土交通省からの依頼文、国土交通省の担当者と都市整備局都市交通部都市交通課（以下「都市交通課」という。）の職員との間でやりとりされた電子メールの写し、調査票の法人の財務関係（以下「財務情報」という。）の記載に係る本件法人と都市交通課の職員との間でやりとりされた電子メールの写し等からなる。</p> <p>イ 文書2は、文書1の調査票での実施機関の回答について国土交通省から追加質疑があったため、当該追加質疑の一部に対して回答をするに当たり、実施機関において、回答に係る意思決定のため作成し、特定年月日2に決裁された文書である。</p> <p>文書2は、決裁者の押印等がある部分及び追加質疑の一部に対する回答を記載した電子メールからなる。なお、当該電子メールは、都市交通課の職員が国土交通省の担当者に送付したものであって、「シェアサイクルの普及促進に関する調査」に関するそれまでの国土交通省の担当者と都市交通課の職員との間でやりとりされた電子メールの内容が含まれている。</p> <p>ウ 文書3は、国土交通省からの追加質疑について、文書2の電子メールで回答していない部分の回答をするに当たり、実施機関において、回答に係る意思決定のため作成し、特定年月日3に決裁された文書である。</p> <p>文書3は、決裁者の押印等がある部分、実施機関の追加質疑に係る回答を記載して国土交通省に提出した調査票及び当該調査票を提出した際に都市交通課の職員が国土交通省の担当者に送付した電子メールからなる。</p> <p>エ 審査請求人は、審査請求書の記載から文書1及び文書3の財務情報の開示のみを求めていると解されるので、当該情報について、以下検討する。</p> <p>《情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について》</p> <p>実施機関は、財務情報について本号アに該当すると主張している。</p> <p>財務情報は、本件事業に係る令和元年度の事業収支、料金収入、関連事業収入その他収入、経常経費の金額であって、経理等の事業活動を行う上での本件法人の内部管理に属する情報であるが、本件事業は横浜市の事業でもあるから、実施機関には、財務情報の内容について、一定の説明責任があると考えられる。</p> <p>しかしながら、本件事業は実施主体と運営主体が切り分けられており、運営主体たる本件法人が、蓄積してきた知見を活かして主体的にコミュニティサイクル事業及びその付帯事業を行うものであるから、財務情報には、本件法人の自由な事業活動の結果が反映されているといえる。また、財務情報が公にされると、本件事業の規模に対する収益性等の情報を相当程度正確に推測できるとともに、当該情報から、本件法人が横浜市以外で実施しているコミュニティサイクル事業に係る収支状況も推測可能となる。</p>

答申番号	判断の要旨						
2965	<p>これらの事情を考慮すると、横浜市に一定の説明責任があるとしても、財務情報を秘匿することは不合理とまではいえない。</p> <p>したがって、財務情報を開示することにより、本件法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから本号アに該当するとの実施機関の説明は、否定し難い。</p> <p>《審査請求人の主張について》</p> <p>審査請求人は、調査票は本件法人の競合相手となる法人の代表者も所属するシェアサイクルの在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）に提出されているのであるから、審査請求人に財務情報を開示しないのは不当である旨を主張する。</p> <p>しかし、当審査会が見分したところ、文書1から文書3までの依頼文及び電子メールには、調査票に記載された収支状況そのものを検討委員会に提供する旨の記載はなかった。そこで、この点について実施機関に確認したところ、国土交通省の担当者は検討委員会で使用する資料を作成するための基礎資料として調査票の提出を求めたもので、調査票やそこに記載された金額を検討委員会の委員に示したことはないとのことであった。このような実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表 本件審査請求文書</p> <table border="1" data-bbox="240 824 1386 1160"> <tr> <td data-bbox="240 824 1254 936">特定年月日1 決裁 CC事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査について（起案文書、質問書・回答文書、関係文書）</td> <td data-bbox="1254 824 1386 936">文書1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 936 1254 1048">特定年月日2 決裁 CC事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査について（追加質疑）（起案文書、質問書・回答文書、関係文書）</td> <td data-bbox="1254 936 1386 1048">文書2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1048 1254 1160">特定年月日3 決裁 CC事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査について（追加質疑）（Q6追加）（起案文書、質問書・回答文書、関係文書）</td> <td data-bbox="1254 1048 1386 1160">文書3</td> </tr> </table>	特定年月日1 決裁 CC事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査について（起案文書、質問書・回答文書、関係文書）	文書1	特定年月日2 決裁 CC事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査について（追加質疑）（起案文書、質問書・回答文書、関係文書）	文書2	特定年月日3 決裁 CC事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査について（追加質疑）（Q6追加）（起案文書、質問書・回答文書、関係文書）	文書3
特定年月日1 決裁 CC事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査について（起案文書、質問書・回答文書、関係文書）	文書1						
特定年月日2 決裁 CC事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査について（追加質疑）（起案文書、質問書・回答文書、関係文書）	文書2						
特定年月日3 決裁 CC事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査について（追加質疑）（Q6追加）（起案文書、質問書・回答文書、関係文書）	文書3						
2966	<p>《国民健康保険の資格取得に係る事務について》</p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項では、国民健康保険について、世帯主は、その世帯に属する被保険者の資格の取得等に係る事項を市町村に届け出なければならないことが規定されている。</p> <p>横浜市では、横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号）第2条第1項第1号により、国民健康保険の被保険者の資格の得喪に関することは区長に委任されている。そこで、資格の取得又は喪失があった場合には、世帯主は、各区の福祉保健センター保険年金課に「国民健康保険異動届出書」及び資格の取得等の事実に係る関係書類を提出する必要がある。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件本人開示請求に係る個人情報本人開示請求書の記載から、本件本人開示請求は、審査請求人の国民健康保険の被保険者の資格の取得状況が分かる保有個人情報の開示を求めるものと解される。なお、本件本人開示請求は、未成年者である審査請求人の法定代理人Aが審査請求人に代わって行ったものである。</p> <p>《存否応答拒否について》</p> <p>ア 個人情報保護条例第24条では、「本人開示請求に対し、当該本人開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該本人開示請求を拒否することができる。」と規定している。</p> <p>イ 存否応答拒否は、請求内容から推し量られる個人情報の存否そのものが条例上の非開示事由に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものである。</p> <p>そのため、存否応答拒否を行うには、①本人開示請求に係る保有個人情報の開示、非開</p>						

答申 番号	判断の要旨
2966	<p>示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が明らかになること及び②当該事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、本件保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報保護条例第22条第2号に基づき非開示として保護すべき保有個人情報を明らかにしてしまうことになるとして、個人情報保護条例第24条に基づき、本件保有個人情報の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。</p> <p>そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて、以下検討する。</p> <p>イ 本件本人開示請求は、個人情報本人開示請求書の記載から、審査請求人という特定の者を名指しして、その国民健康保険の被保険者の資格の取得状況が分かる保有個人情報の開示を請求しているものであると認められる。</p> <p>そのため、本件本人開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件保有個人情報が存在すること、すなわち、審査請求人が国民健康保険の被保険者の資格を取得した事実を明らかにすることとなる。また、不存在による非開示決定を行った場合には、本件保有個人情報が存在しないこと、すなわち、審査請求人が国民健康保険の被保険者の資格を取得していない事実を明らかにすることとなる。</p> <p>したがって、本件保有個人情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、審査請求人に関する、審査請求人の国民健康保険の被保険者の資格の取得に係る事実（以下「本件事実」という。）の有無が明らかになるといえるため、上記①の要件に該当する。</p> <p>ウ 次に、当該事実、非開示事由に該当する事実が含まれているかについて検討する。</p> <p>(ア) 実施機関は、本件事実を法定代理人Aが知ることになれば、審査請求人の生命、健康、生活又は財産が侵害されるおそれがあることから、本件事実は個人情報保護条例第22条第2号に該当すると主張している。</p> <p>(イ) そもそも、保有個人情報の本人開示請求については、本人の権利利益の保護という観点から、本人からの開示請求により、当該本人に対してその個人情報を開示することが原則である。このため、個人情報保護条例第20条第2項に基づく法定代理人による請求も、本人の利益のために認められているものである。</p> <p>この点、実施機関の説明及び審査請求書の記載によれば、法定代理人Aは審査請求人と同居していないとのことである。また、子の国民健康保険の被保険者の資格に係る情報や居所といった法定代理人の間では通常共有されるべき情報が、法定代理人Aにおいては共有されていないとのことであるし、審査請求書の記載からは、法定代理人Aは、審査請求人の居所等を知ることが望んでいることが伺われる。</p> <p>これらの状況を考慮すると、本件本人開示請求に対する決定が審査請求人のためにならない結果を招く可能性は否定できない。このため、本件事実は個人情報保護条例第22条第2号に該当するとして実施機関の判断は、不合理であるとまではいえない。また、法定代理人A以外の審査請求人の法定代理人のことを考慮しても、本件事実は、開示することにより人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれがある情報といえ、同条第5号に該当する。</p> <p>したがって、本件事実に非開示事由に該当する事実が含まれているといえるため、上記②の要件に該当する。</p> <p>エ 以上のことから、本件処分は、存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>
2967	<p>《放課後等デイサービスに係る事務について》</p> <p>放課後等デイサービスは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、学校教育法（昭</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2697</p>	<p>和22年法律第26号) 第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児を対象に、指定障害児通所支援事業者が、学校の授業終了後及び休業日に、生活能力の向上のための支援や余暇の提供を行うものである。</p> <p>放課後等デイサービスの利用を希望する障害児の保護者は、当該障害児の保護者の居住地の市町村から児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けなければならない。市町村は、通所給付決定をしたときは、通所給付決定に係る障害児の保護者に対して支給量、通所給付決定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した通所受給者証を交付する。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件本人開示請求に係る個人情報本人開示請求書の記載から、本件本人開示請求は、審査請求人に係る通所受給者証等の放課後等デイサービスの利用状況がわかる保有個人情報の開示を求めるものと解される。なお、本件本人開示請求は、未成年者である審査請求人の法定代理人Aが審査請求人に代わって行ったものである。</p> <p>《存否応答拒否について》</p> <p>存否応答拒否は、請求内容から推し量られる個人情報の存否そのものが条例上の非開示事由に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものである。</p> <p>そのため、存否応答拒否を行うには、①本人開示請求に係る保有個人情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が明らかになること及び②当該事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、本件保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報保護条例第22条第2号に基づき非開示として保護すべき保有個人情報を明らかにしてしまうことになるとして、個人情報保護条例第24条に基づき、本件保有個人情報の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。</p> <p>そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて、以下検討する。</p> <p>イ 本件本人開示請求は、個人情報本人開示請求書の記載から、審査請求人という特定の者を名指しして、その放課後デイサービスの利用状況が分かる通所受給者証等の保有個人情報の開示を請求しているものであると認められる。</p> <p>そのため、本件本人開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件保有個人情報が存在すること、すなわち、審査請求人の保護者が横浜市から審査請求人に係る通所給付決定を受けているという事実を明らかにすることとなる。また、不存在による非開示決定を行った場合には、本件保有個人情報が存在しないこと、すなわち、審査請求人の保護者が横浜市から審査請求人に係る通所給付決定を受けていないという事実を明らかにすることとなる。</p> <p>したがって、本件保有個人情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、審査請求人に関する審査請求人の保護者に対する通所受給者証の交付に係る事実(以下「本件事実」という。)の有無が明らかになるといえるため、上記①の要件に該当する。</p> <p>ウ 次に、当該事実、非開示事由に該当する事実が含まれているかについて検討する。</p> <p>(ア) 実施機関は、本件事実を法定代理人Aが知ることになれば、審査請求人の生命、健康、生活又は財産が侵害されるおそれがあることから、本件事実は個人情報保護条例第22条第2号に該当すると主張している。</p> <p>(イ) そもそも、保有個人情報の本人開示請求については、本人の権利利益の保護という観点から、本人からの開示請求により、当該本人に対してその個人情報を開示することが原則である。このため、個人情報保護条例第20条第2項に基づく法定代理人による請求も、本人の利益のために認められているものである。</p> <p>この点、実施機関の説明及び審査請求書の記載によれば、法定代理人Aは審査請求人と同居していないとのことである。また、子に係る通所給付決定に関する情報や居所と</p>

答申 番号	判断の要旨
2967	<p>いった法定代理人の間では通常共有されるべき情報が、法定代理人Aにおいては共有されていないとのことであるし、審査請求書の記載からは、法定代理人Aは、審査請求人の放課後等デイサービスの利用場所等を知ることが望んでいることが伺われる。</p> <p>これらの状況を考慮すると、本件本人開示請求に対する決定が審査請求人のためにならない結果を招く可能性は否定できない。このため、本件事実は個人情報保護条例第22条第2号に該当するとした実施機関の判断は、不合理であるとまではいえない。また、法定代理人A以外の審査請求人の法定代理人のことを考慮しても、本件事実は、開示することにより人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれがある情報といえ、同条第5号に該当する。</p> <p>したがって、本件事実に非開示事由に該当する事実が含まれているといえるため、上記②の要件に該当する。</p> <p>エ 以上のことから、本件処分は、存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益

を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
(第4号及び第5号省略)

- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

横浜市個人情報の保護に関する条例

(本人開示請求権)

第20条 (第1項省略)

- 2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示しないことができる保有個人情報)

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
(第4号から第7号まで省略)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 本人開示請求に対し、当該本人開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該本人開示請求を拒否することができる。

お問合せ先

市民局市民情報課長 小林 且典 Tel 045-671-3881